

伊万里市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

伊万里市長 深 浦 弘 信

## 伊万里市条例第 16 号

### 伊万里市手数料条例の一部を改正する条例

伊万里市手数料条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の手数料の部 20 の項中「9,000 円」の次に「(当該申請を行う者が 23 の項に規定する申請を同時に行う場合で、これらの申請に対する審査に必要な事務の大部分が共通しているときは 0 円)」を加え、同部中 38 の項を 40 の項とし、23 の項から 37 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、22 の項の次に次のように加える。

23	指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査（介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査）	1 件につき 1 万 5,000 円
24	指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査（介護保険法第 115 条の 31 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査）	1 件につき 9,000 円（当該申請を行う者が 20 の項に規定する申請を同時に行う場合で、これらの申請に対する審査に必要な事務の大部分が共通しているときは 0 円）

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。